

三田市福祉医療費助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>三田市福祉医療費助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、老人、<u>重度障害者(児)、乳幼児等</u>、母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>乳幼児等 市内に住所を有する 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者をいう。</u></p> <p>(4) <u>乳児 市内に住所を有する 1 歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</u></p> <p>(5) <u>幼児等 市内に住所を有する 1 歳の誕生日の属する月の翌月の初日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者をいう。</u></p> <p>(6) <u>乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</u></p> <p>(7) <u>幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</u></p> <p>(8)～(19) 省略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 この事業の対象となる者は、老人、<u>重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者</u>、母子家庭の母及び母子家庭の児童、父子家庭の父及び父子家庭の児童並びに遺児(以下「助成対象者」という。)<u>とする。ただし、乳児保護者を除く助成対象者にあつては、次に掲げる要件を備えている者とする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>重度障害者 重度障害者及び重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>並びに重度障害者の扶養義務者</u>(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。))で、<u>主としてその重度障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。))の額(同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条の 4 第 6 項並びに同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5</u></u></p>	<p><u>三田市老人等医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、老人、<u>重度障害者(児)</u>、母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) <u>削除</u></p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8)～(19) 省略</p> <p>(助成対象者及び受給資格の認定)</p> <p>第 3 条 この事業の対象となる者は、老人、<u>重度障害者</u>、母子家庭の母及び母子家庭の児童、父子家庭の父及び父子家庭の児童並びに遺児(以下「助成対象者」という。)<u>とし、次に掲げる要件を備えている者とする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>重度障害者 重度障害者及び重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>並びに主としてその重度障害者の生計を維持する扶養義務者</u>(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。))で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。))の額(同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条の 4 第 6 項並びに同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定による控除をさ</u></p>

項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)が235,000円未満であること。

(3) 前2号に規定する者のほか、次に掲げる者

ア 幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等の扶養義務者で、主としてその幼児等の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が235,000円未満であること。

イ 母子家庭の母又は父子家庭の父(母子家庭の母又は父子家庭の父がその児童の生計を維持できない者である場合は、その母子家庭又は父子家庭の生計を維持する者)若しくは遺児の養育者(養育者がいない場合は、その遺児)について、前年の所得の額が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項各号のいずれかに該当する者であっても、この事業の対象とすることができる。

(福祉医療費の支給)

第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を福祉医療費として支給する。

(1) 老人の福祉医療費 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額(当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円))。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額を支給する。

(2) 重度障害者の福祉医療費 重度障害者の疾病(重度精神障害者について

れるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)が235,000円未満であること。

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父(母子家庭の母又は父子家庭の父がその児童の生計を維持できない者である場合は、その母子家庭又は父子家庭の生計を維持する者)若しくは遺児の養育者(養育者がいない場合は、その遺児)について、前年の所得の額が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

2 医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、必要な書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項各号のいずれかに該当しない者であっても、この事業の対象とすることができる。

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を医療費として助成する。

(1) 老人の医療費 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額(当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円))。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額を助成する。

(2) 重度障害者の医療費 重度障害者の疾病(重度精神障害者については、

は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(3) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の福祉医療費 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(4) 乳幼児等の入院療養である場合の福祉医療費 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額

(5) 乳幼児等のうち9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者の入院以外の療養である場合の福祉医療費 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額

2 省略

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第2号から第5号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

4 省略

(申請)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第6条 助成対象者が、規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があつたものとみなす。

精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(3) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の医療費 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額

ア～イ 省略

(4) 削除

(5) 削除

2 省略

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第2号及び第3号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

4 省略

(助成の方法)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けたもの(以下「受給者」という。)が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けたときは当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあつたときは、当該受給者に対し、当該医療に係る助成があつたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による助成を受けることができないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第6条 削除

(損害賠償との調整)

第 7 条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第 8 条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

以下省略

(損害賠償との調整)

第 7 条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第 8 条 助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

以下省略